

太陽光発電設備設置申請に係る確認事項

チェック	項 目	摘 要
☐	発電出力50kW以上である	実質的に同一と認められる事業者が、実質的に一つと認められる場所で分割設置する場合、合算する。 また、設置抑制区域において発電出力10kg以上の事業を実施する場合は申請が必要となる。
☐	設置抑制区域外である	別紙参照
☐	地元関係者への説明会の開催	・隣接する土地または隣接する土地にある建築物の所有者及び使用者（道路を挟んで隣接する場合を含む） ・事業区域の境界から50m内に居住する者及び事業を営む者 ※50m以内に居住する者がいるときは、あらかじめ説明会の開催について町及び当該区域の区長に報告する。
☐	土地の形質変更は最小限である	3,000㎡を超えると、栃木県への届出が必要
☐	雨水処理の方法は栃木県の定める基準を満たしている	栃木県開発行為の技術基準第5
☐	盛土、切土計画がある	盛土、切土計画がある場合、条件により許可申請が必要
☐	土砂の流出防止対策を講ずる	
☐	のり面の保護対策を講ずる	擁壁、石張り、吹き付け、のり枠、のり面排水等
☐	立入防止柵の設置	
☐	自然環境、住宅地等の景観を阻害しない	発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等
☐	民家、道路沿い等に隣接する場合の対策を講ずる	圧迫感・騒音・熱・反射等への配慮、緩衝帯の設置等の配慮 道路への見通しへの配慮
☐	緊急対応マニュアルを作成している	